

令和4年度 埼玉県私立高等学校等

奨学のための給付金について

埼玉県では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を支給しています。詳しくは埼玉県作成のリーフレット【埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金のお知らせ】をご熟読のうえ、申請を希望する方のみ期限までに事務室へお申し出（電話可）ください。必要書類を生徒を通じお渡し致します。

提出期限 **令和3年7月19日（火） 期限厳守**

対象期間	令和4年4月から令和5年3月まで
対象者要件 ① + ②または③	① 保護者（親権者）が令和4年7月1日現在、埼玉県内に在住していること。 （親権者が県外在住の場合は、「居住の本拠地」と考える都道府県で申請してください。） ② 保護者（親権者）全員の「令和4年度課税証明書」等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が非課税又は生活保護（生業扶助）受給世帯。 ③ 家計が急変したことにより、令和5年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税に相当すると認められる世帯。
提出書類	該当者共通 1. 受給申請書（様式第1号（第5条）：両面） 2. 委任状（様式第8号） 3. 世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）※マイナンバーは記載しないでください。
	非課税世帯 4. ●受給申請書の【扶養親族等の状況について】欄に記載した親族（兄弟姉妹）の健康保険証のコピー ※対象の方全員分の保険証をA4用紙一枚にコピーしてください。保護者及び生徒本人のコピーは不要です。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号は判別できないように黒塗りしてください。 または ●扶養誓約書（国民健康保険に加入している場合） 5. 保護者全員の個人番号カード等貼付台紙 （1年生のうち就学支援金の申請の際、e-shien上でマイナンバーを直接入力した方のみ）
	生活保護（生業扶助）受給世帯 5. 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書【学校指定用紙】又は 生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書
	家計急変世帯 ※家計急変を証明する書類の詳細は、事務室にお問い合わせください。
申請方法	1. 対象となる方は事務室へお申し出ください。生徒を通じ必要書類をお渡し致します。 家計急変で申請希望の方は事前にご連絡ください。 2. 提出書類を封筒に入れ、厳封してください。 ※封筒の形式は問いません。 封筒に必ず、生徒の学年・クラス・番号・氏名を記入してください。 3. 期限までに、事務室へご提出ください。
注意事項	※ 返済不要の給付金です。 ※ 申請しないと受給できませんので、申請漏れ等の無いようご注意ください。 ※ 提出書類□の✓印もれの無いようご注意ください。

本件問い合わせ先 ○女子部 未広キャンパス事務室 TEL: 049-222-4488
(受付時間 平日のみ 9:00~16:00) ○共学部 石原キャンパス事務室 TEL: 049-222-4489